

太田市社会福祉協議会

ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業 募集要領

事業の目的

本事業は、調理の困難な65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯を対象に、栄養のバランスがとれた食事を配達するとともに、安否の確認を行うことを目的とする。

対象者 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯(世帯全員が65歳以上)で、調理が困難なためサービスが必要と認められた方。

内容 昼食の宅配

回数 月曜日から金曜日(祝日・12月29日から1月3日は除く)の希望する日で、1日1回とし、週5回までとする。ただし、太田市社会福祉協議会長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

実施期間

1年間(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

委託料

1食につき150円

※事業者が設定するお弁当代金(事業者の収入総額) - 150円(委託料) = 利用者負担額

実施区域

太田市内

事業概要

太田市社会福祉協議会と事業者とでひとり暮らし高齢者等配食サービス事業委託契約を締結します。事業者からの実績報告及び請求に基づき、1食あたり150円の委託料を支払います。

【利用開始まで】

1. 利用希望者より、太田市社会福祉協議会に申請書が提出される
↓
2. 配食サービスの利用の適否を判定する
↓
3. 配食サービスの利用が決定した場合は、申請者に利用決定通知書を送付する
委託事業者宛に「配食サービス開始依頼書」を送付する



4. 委託事業者は、指定されたサービス開始日(決定通知書送付日よりおよそ7～10日後に設定)より前に利用者宅を訪問して事業について説明し、利用者の了承を得ること。(事前面接の実施)

利用者宅の位置確認／食事の取扱いの注意事項／利用者負担金の徴収 方法／配達時間／食事の受取り時にサインをもらうことなど

※サービス開始日については面接時に変更可(変更の場合、市社会福祉協議会への連絡は不要)

【お弁当の配達について】

配達は手渡しで行い、サインをもらってください(安否確認のため)

※利用者の安否の確認ができない等の場合

配食サービス開始依頼書にある緊急連絡先および太田市社会福祉協議会などに連絡を取り、適切な対応を行ってください

【利用内容の変更について】

配食サービスの内容の変更(曜日、食事の種類等)、中止などの連絡が利用者から太田市社会福祉協議会にあった場合は、委託事業者に「配食サービス利用変更(中止)依頼書」により連絡いたします

【実績報告・委託料の請求について】

事業実施月の翌月10日迄に下記のものを提出する

配食サービス委託請求書

配食サービス実績報告書

配食サービス実績集計表

配食サービス記録表

配食サービス中止連絡票

【委託料の支払いについて】

提出された実績報告・請求書を精査し、指定口座へ委託料を支払います。

翌月10日までに請求書をいただいた場合は、請求書を受領した日から30日以内に支払います。

応募資格

飲食店営業許可を有する事業者

応募方法

【提出先】

太田市社会福祉協議会 地域福祉・ボランティアグループ
〒373-0853 太田市浜町2-7 太田市福祉会館内

TEL 0276-46-6208

【受付期間】

随時募集

【提出書類】

- ・ ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業 実施申請書(社協指定)
[<Word形式>](#) [<PDF形式>](#)
- ・ ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業 実施企画書(社協指定)
[<Excel形式>](#) [<PDF形式>](#)
調理師・栄養士・食品衛生管理者免許の写し
飲食店営業許可証の写し
損害賠償保険加入証書の写し
利用者に配布する献立
会社等パンフレット
直近1年の決算書
弁当見本の写真
納税証明書(法人市民税)

【試食について】

実施申請書を提出いただく日に、試食品 2食をお持ちください。試食にかかる料金は事業者負担とさせていただきます。

実際に配達されるメニュー、食器、保温容器等でお持ちいただき、分量(主菜・副菜)、味、色彩、保温性、容器、献立について評価いたします。

審査結果の通知・決定

実施申請書、試食内容については太田市社会福祉協議会にて審査し、結果について通知いたします。配食サービス事業者として適格であると認められる場合、委託契約を締結させていただきます。契約締結後、「ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業 委託事業者一覧」に掲載します。

問合せ

詳しくは下記にお問い合わせください。

太田市社会福祉協議会 地域福祉・ボランティアグループ

〒373-0853 太田市浜町2-7 太田市福祉会館内

TEL 0276-46-6208